

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正
（案） 新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別冊</p> <p align="center">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第86条の6 清酒の表示の基準</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等</p> <p>イ 「容器」又は「包装」の範囲</p> <p>表示の基準に規定する酒類の「容器」とは、酒類を収容し当該酒類とともに消費者（酒場、料理店等を含む。以下この条において同じ。）に引き渡される<u>瓶</u>、<u>缶</u>、<u>樽</u>等の器をいい、「包装」とは、酒類を収容した容器とともに消費者に引き渡される化粧箱、包み紙その他これらに類するものをいい、いずれも運送、保管等のためだけに用いられるものは含まないとする。</p> <p>（注）清酒の<u>薦被り品</u>のように、容器又は包装に直接表示することができない場合には、例えば、<u>下げ札</u>等を用いて表示を行うこととしても差し支えないものとするが、その場合は、当該<u>下げ札</u>等に対する表示を酒類の容器又は包装に対する表示とみなして表示の基準を適用するのであるから留意する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 特定名称の清酒の表示</p> <p>イ 表示基準1の本文について</p> <p>(イ) 特定名称の表示は、製法品質の要件を満たしている清酒について表示ができるものであり、その表示を<u>義務付けるもの</u>ではないのであるから留意する。</p> <p>(ロ)～(ニ)（省略）</p> <p>ロ 表示基準1の本表の適用に関する通則(1)について</p> <p>精米歩合は、酒母米、こうじ米、<u>掛米</u>の区分ごとに白米のその玄米に対する重量の割合を測定し、それぞれ表示基準に定める精米歩合に適合しているか否かを判断するものとする。</p> <p>（注）「酒母米」とは、酒母（もろみを発酵させるための酵母を培養したもの。）の原料に使用する白米を、「<u>こうじ米</u>」とは、米こうじの製造に使用する白米を、「<u>掛米</u>」とは、清酒の製造に使用する白米で「酒母米」及び「<u>こうじ米</u>」以外のものをいう。</p> <p>ハ～ヌ （省略）</p> <p>(3) <u>必要記載事項</u>の表示</p> <p>イ 表示基準3の(1)「原材料名」について</p> <p>(イ)～(ニ) （省略）</p> | <p>別冊</p> <p align="center">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第86条の6 清酒の表示の基準</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等</p> <p>イ 「容器」又は「包装」の範囲</p> <p>表示の基準に規定する酒類の「容器」とは、酒類を収容し当該酒類とともに消費者（酒場、料理店等を含む。以下この条において同じ。）に引き渡される<u>びん</u>、<u>缶</u>、<u>たる</u>等の器をいい、「包装」とは、酒類を収容した容器とともに消費者に引き渡される化粧箱、包み紙その他これらに類するものをいい、いずれも運送、保管等のためだけに用いられるものは含まないとする。</p> <p>（注）清酒の<u>こもかぶり品</u>のように、容器又は包装に直接表示することができない場合には、例えば、<u>さげ札</u>等を用いて表示を行うこととしても差し支えないものとするが、その場合は、当該<u>さげ札</u>等に対する表示を酒類の容器又は包装に対する表示とみなして表示の基準を適用するのであるから留意する。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 特定名称の清酒の表示</p> <p>イ 表示基準1の本文について</p> <p>(イ) 特定名称の表示は、製法品質の要件を満たしている清酒について表示ができるものであり、その表示を<u>義務づけるもの</u>ではないのであるから留意する。</p> <p>(ロ)～(ニ)（同左）</p> <p>ロ 表示基準1の本表の適用に関する通則(1)について</p> <p>精米歩合は、酒母米、こうじ米、<u>かけ米</u>の区分ごとに白米のその玄米に対する重量の割合を測定し、それぞれ表示基準に定める精米歩合に適合しているか否かを判断するものとする。</p> <p>（注）「酒母米」とは、酒母（もろみを発酵させるための酵母を培養したもの。）の原料に使用する白米を、「<u>こうじ米</u>」とは、米こうじの製造に使用する白米を、「<u>かけ米</u>」とは、清酒の製造に使用する白米で「酒母米」及び「<u>こうじ米</u>」以外のものをいう。</p> <p>ハ～ヌ （同左）</p> <p>(3) <u>記載事項</u>の表示</p> <p>イ 表示基準3の(1)「原材料名」について</p> <p>(イ)～(ニ) （同左）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(ホ) 精米歩合の表示については、「精米歩合」の文字の後に続けて使用した白米の精米歩合を1%未満の端数を切り捨てた数値（精米歩合が1%未満のものにあっては、「1%未満」の文字）により表示するものとし、精米歩合の異なる複数の白米を使用した場合には、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。この場合において、使用した白米の区分（酒母米、こうじ米、<u>掛米</u>等の区分をいう。）ごとに精米歩合を表示する場合には、その区分ごとに、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。</p> <p>(表示例)</p> <p>1 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70%の<u>掛米</u>を原料に使用した特定名称の清酒の場合 「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% <u>掛米</u>70%」</p> <p>2 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70%の<u>掛米</u>を原料に使用した特定名称の清酒と精米歩合63%のこうじ米と精米歩合68%の<u>掛米</u>を原料に使用した特定名称の清酒を混和した場合 「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% <u>掛米</u>70%」</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>ロ 表示基準3の(2)「保存又は飲用上の注意事項」について 「<u>保存又は飲用上の注意事項</u>」の表示とは、「要冷蔵」、「冷蔵庫に保管して下さい。」、「冷やしてお早めにお飲みください。」等の消費者及び流通業者の注意を喚起するための表示をいう。</p> | <p>(ホ) 精米歩合の表示については、「精米歩合」の文字の後に続けて使用した白米の精米歩合を1%未満の端数を切り捨てた数値（精米歩合が1%未満のものにあっては、「1%未満」の文字）により表示するものとし、精米歩合の異なる複数の白米を使用した場合には、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。この場合において、使用した白米の区分（酒母米、こうじ米、<u>かけ米</u>等の区分をいう。）ごとに精米歩合を表示する場合には、その区分ごとに、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。</p> <p>(表示例)</p> <p>1 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70%の<u>かけ米</u>を原料に使用した特定名称の清酒の場合 「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% <u>かけ米</u>70%」</p> <p>2 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70%の<u>かけ米</u>を原料に使用した特定名称の清酒と精米歩合63%のこうじ米と精米歩合68%の<u>かけ米</u>を原料に使用した特定名称の清酒を混和した場合 「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% <u>かけ米</u>70%」</p> <p>ロ 表示基準3の(2)「<u>製造時期</u>」について</p> <p>(イ) <u>特定名称の清酒であって、容器に充填し冷蔵等特別な貯蔵をした上で販売するものについては、その貯蔵を終了し販売する目的をもって製品化した日を製造時期として取り扱う。</u></p> <p>(ロ) <u>製造時期の表示については、「製造年月」の文字の後に続けて製造時期を表示するものであるから留意する。</u> <u>なお、内容量が300ml以下である場合及び容器の形態からみて「製造年月」の文字を表示することが困難である場合には、「年月」の文字を省略しても差し支えない。</u></p> <p>(注) <u>賞味期限を表示する場合には、その期限の設定、表示方法等については、食品表示法の規定の適用を受けるものであるから留意する。</u> <u>なお、賞味期限を表示した場合であっても、製造時期の表示は省略できないのであるから留意する。</u></p> <p>(ハ) <u>「輸入清酒で製造時期が不明な場合」とは、当該清酒が製造された国において、製造時期の表示が義務づけられておらず、製造者による自主的な表示も行われていない場合をいうものとする。</u> <u>なお、輸入年月の表示は、製造時期の表示に準じて行うものとする。</u></p> <p>ハ 表示基準3の(3)「<u>保存又は飲用上の注意事項</u>」について 「<u>保存若しくは飲用上の注意事項</u>」の表示とは、「要冷蔵」、「冷蔵庫に保管して下さい。」、「冷やしてお早めにお飲みください。」等の消費者及び流通業者の注意を喚起するための表示をいう。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>ハ 表示基準3の(3)「原産国名」について 原産国名は「原産国名」又は「原産国」の文字の後に続けて表示するものであるから留意する。</p> <p>ニ 表示基準3の(4)「外国産清酒を使用したものの表示」について 使用割合とは、国内産清酒と外国産清酒をアルコール分100%換算した容量比（パーセント未満第1位四捨五入）をいうのであるから留意する。 (注) 「国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒」とは、国内産清酒と外国産清酒を混和した清酒をいうものであるから留意する。 (表示例) 1 外国産清酒を5%、国内産清酒を95%使用した場合 「〇〇産清酒5%使用」又は「〇〇産清酒10%未満使用」（〇〇には原産国名を記載する。以下このニにおいて同じ。） 2・3 (省略)</p> <p>(4) 任意記載事項の表示</p> <p>イ 表示基準5の(1)「原料米の品種名」について (イ)・(ロ) (省略) (ハ) 原料米の使用割合の表示は、1%単位又は5%刻み（いずれもその端数は切り捨てるものとする。）により表示するものとする。ただし、5%刻みにより表示するときは、その表示に係る使用割合が50%を超えることとなる場合に限るものとする。 ロ (省略)</p> <p>ハ 表示基準5の(3)「貯蔵年数」について 「貯蔵容器」には、貯蔵タンクのほか、<u>瓶</u>等の販売用容器も含むものであるから留意する。 ニ～ヘ (省略)</p> <p>ト 表示基準5の(10)「製造時期」の表示について (イ) <u>製造時期については、清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期をいうのであるが、冷蔵等適切な貯蔵をした上で販売するものについては、その貯蔵を終了し販売する目的をもって製品化した日を製造時期として取り扱う。</u> (ロ) <u>保税地域から引き取られた清酒で「製造時期が不明なもの」とは、当該清酒が製造された国において、製造時期の表示が義務付けられておらず、製造者による自主的な表示も行われていない場合をいうものとする。</u> (注) <u>賞味期限を表示する場合には、その期限の設定、表示方法等については、食品表示法の規定の適用を受けるものであるから留意する。</u></p> <p>チ 複合表示について <u>「生原酒」、「生貯蔵原酒」など、表示基準5に規定する原酒、生酒、生貯蔵酒又は樽酒の用語を複合して用いることは差し支えないが、例えば、生貯蔵酒等において、生酒と誤認されるおそれのある表示とならないよう留意す</u></p> | <p>ニ 表示基準3の(4)「原産国名」について 原産国名は「原産国名」又は「原産国」の文字の後に続けて表示するものであるから留意する。</p> <p>ホ 表示基準3の(5)の「外国産清酒を使用したものの表示」について 使用割合とは、国内産清酒と外国産清酒をアルコール分100%換算した容量比（パーセント未満第1位四捨五入）をいうのであるから留意する。 (注) 「国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒」とは、国内産清酒と外国産清酒を混和した清酒をいうものであるから留意する。 (表示例) 1 外国産清酒を5%、国内産清酒を95%使用した場合 「〇〇産清酒5%使用」又は「〇〇産清酒10%未満使用」（〇〇には原産国名を記載する。以下このホにおいて同じ。） 2・3 (同左)</p> <p>(4) 任意記載事項の表示</p> <p>イ 表示基準5の(1)「原料米の品種名」について (イ)・(ロ) (同左) (ハ) 原料米の使用割合の表示は、1%単位又は5%刻み（いずれもその端数は切り捨てるものとする。）により表示するものとする。ただし、5%刻みにより表示するときは、その表示にかかるとなる場合に限るものとする。 ロ (同左)</p> <p>ハ 表示基準5の(3)「貯蔵年数」について 「貯蔵容器」には、貯蔵タンクのほか、<u>びん</u>等の販売用容器も含むものであるから留意する。 ニ～ヘ (同左)</p> <p>ト 表示基準5の(10)「受賞の記述」について (イ) <u>「公的機関」とは、国、地方公共団体及びこれらの機関をいい、海外における「公的機関」も含まれるものであるから留意する。</u> (ロ) <u>「同一の貯蔵容器に収容されていた清酒」には、同一の貯蔵容器に収容した後、これを他の容器に分割して収容しているもので、その事実が明確に確認でき、貯蔵状態が同一である清酒を含めて差し支えない。</u> (ハ) <u>受賞していない清酒の容器又は包装には、「金賞受賞蔵」、「金賞受賞杜氏」等の当該清酒が受賞した清酒であるかのような印象を与えるおそれのある表示はできないのであるから留意する。</u></p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>る。</p> <p>(5) 表示基準6「表示禁止事項」について</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」とは、「吟醸酒（純米酒又は本醸造酒）の規格に該当していません。」、「こうじ米の使用割合が15%に満たないため、吟醸酒（純米酒又は本醸造酒）に該当していません。」等、吟醸酒、純米酒及び本醸造酒のいずれの特定名称の清酒に該当しないものであるかを消費者が理解できる表示をいう。</p> <p><u>(注) 1</u> 「特定名称酒に該当しません。」又は「このお酒は普通酒です。」といった表示は、いずれの特定名称の清酒に該当しないことが明らかでないことから、「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」には該当しないのであるから留意する。</p> <p><u>2</u> 「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」については、消費者の商品選択に資するために設けられたものであることから、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者が特定名称の清酒に該当しない清酒であることを明確に認識することができる大きさの文字とする必要があることに留意する。</p> <p><u>ハ 表示基準6の(2)「品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語」及び「官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語」について</u></p> <p><u>「品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語」及び「官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語」とは、例えば次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(イ) その事実がないにもかかわらず、あたかもその事実があるかのように見せかけた賞</u></p> <p><u>(ロ) 社会的な地位、責任のないものの授与した賞</u></p> <p><u>(ハ) 自己の付けた賞</u></p> <p><u>(ニ) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業で受けた賞であるにもかかわらず、自己が製造した清酒についても、その賞を受けたものであるかのように誤認されるおそれのある表示</u></p> <p><u>(ホ) 官公庁御用達又はこれらに類する表示</u></p> <p><u>(注) なお、清酒の容器又は包装には、「金賞受賞蔵」、「金賞受賞杜氏」等の当該清酒が受賞した清酒であるかのような印象を与えるおそれのある表示はできないのであるから留意する。</u></p> | <p>(5) 表示基準6「表示禁止事項」について</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」とは、「吟醸酒（純米酒又は本醸造酒）の規格に該当していません。」、「こうじ米の使用割合が15%に満たないため、吟醸酒（純米酒又は本醸造酒）に該当していません。」等、吟醸酒、純米酒及び本醸造酒のいずれの特定名称の清酒に該当しないものであるかを消費者が理解できる表示をいう。</p> <p><u>(注1)</u> 「特定名称酒に該当しません。」又は「このお酒は普通酒です。」といった表示は、いずれの特定名称の清酒に該当しないことが明らかでないことから、「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」には該当しないのであるから留意する。</p> <p><u>(注2)</u> 「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」については、消費者の商品選択に資するために設けられたものであることから、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者が特定名称の清酒に該当しない清酒であることを明確に認識することができる大きさの文字とする必要があることに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> |